

## 資料編



1. 質問と回答（単純集計結果）

(1) 県民意識調査

F 1 あなたのお住まいの市町村を○で囲んでください。(N=2,563)

(%)

1 横浜	41.2
2 川崎	13.6
3 相模原	8.0
4 横須賀三浦	8.1
5 県央	9.6
6 湘南	14.9
7 足柄上	1.1
8 西湘	3.0
無回答	0.4

F 2 あなたの性別を○で囲んでください。(N=2,563)

(%)

1 男性	43.4
2 女性	56.2
無回答	0.4

F 3 あなたの年齢を○で囲んでください。(N=2,563)

(%)

1 20～29歳	7.1
2 30～39歳	12.3
3 40～49歳	18.5
4 50～59歳	15.8
5 60～69歳	19.7
6 70歳以上	25.8
無回答	0.8

F 4 あなたはたばこを吸いますか。次の中から1つ選んでください。(N=2,563)

(%)

1 吸わない	76.3
2 毎日吸っている	12.0
3 時々吸う日がある	1.3
4 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない	10.2
無回答	0.2

F 5 あなたはたばこを吸うときに気をつけていることはありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=341)

(%)

1 公共的な場所では吸わない	63.0
2 指定されている喫煙場所以外では吸わない	82.1
3 禁煙の飲食店などでは吸わない	84.2
4 混雑している場合は吸わない	65.7
5 子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない	79.8
6 周りに食事中の人がいる場合は吸わない	53.1
7 周りの人の了解を得てから吸う	37.8
8 その他	9.1
9 気をつけていることはない	1.5
無回答	0.6

問 1 あなたは「受動喫煙」という言葉をご存じでしたか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=2,563)

(%)

1 言葉も意味も知っている	87.5
2 言葉は知っている	7.5
3 知らなかった(今回の調査で初めて知った)	4.8
無回答	0.3

問 2 あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=2,563)

(%)

1 健康への影響があると思う	91.5
2 健康への影響があると思わない【⇒問4にお進みください。】	1.8
3 わからない【⇒問4にお進みください。】	6.0
無回答	0.7

《問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。》

問 3 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ) (N=2,346) (%)

	そう思う	そう思わない	わからない	無回答
ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	90.2	1.2	3.1	5.5
イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める	83.3	1.1	8.6	6.9
ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める	55.7	2.9	34.2	7.2
エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	74.3	1.2	17.6	7.0

《問4は、全員の方がお答えください。》

問4 あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

(N=2,563)

(%)

1	受けたことがある ⇒ 問5にお進みください。	20.8
2	受けたことはない ⇒ 問6にお進みください。	63.7
3	わからない ⇒ 問6にお進みください。	13.5
	無回答	2.0

《問5は、問4で「1 受けたことがある」を選んだ方がお答えください。》

問5 あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。(○はいくつでも)

(N=534)

(%)

1	小学校	22.8	2	中学校	63.1
3	高等学校	50.6	4	短大・大学・専修学校等	19.3
5	その他(具体的 )	3.4		無回答	1.5

《問6は、全員の方がお答えください。》

問6 あなたは「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「受動喫煙防止条例」といいます)についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

(N=2,563)

(%)

1	内容を知っている ⇒ 問7にお進みください。	14.4
2	条例があることは知っている ⇒ 問8にお進みください。	48.0
3	知らなかった(今回の調査で初めて知った) ⇒ 問9にお進みください。	36.0
	無回答	1.6

《問7は、問6で「1 内容を知っている」を選んだ方がお答えください。》

問7 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。

(○はいくつでも) (N=370)

(%)

1	不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである	84.9
2	学校や病院、官公庁施設は禁煙である	90.5
3	飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙である	86.8
4	小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である	51.1
5	施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない	51.9
6	保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席(区域)に未成年者を立ち入らせてはならない	46.2
7	喫煙が禁止されている場所で喫煙した場合、罰則(過料)が科される場合がある	67.0
8	施設管理者が条例で定められている義務を果たさない場合、罰則(過料)が科される場合がある	43.0
	無回答	1.1

《問8は、問6で「1 内容を知っている」又は「2 条例があることは知っている」を選んだ方がお答えください。》

問8 あなたは受動喫煙防止条例を何で知りましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも) (N=1,599) (%)

1	県のたより	31.1	2	市町村の広報誌	29.8
3	新聞報道	36.8	4	テレビ・ラジオ番組	43.2
5	タウン紙	8.1	6	雑誌	3.1
7	イベント・街頭キャンペーン	7.2	8	条例の説明会	0.8
9	県のチラシ・リーフレット	6.9	10	ポスター	17.8
11	ホームページ	3.2	12	家族・友人からの情報	12.9
13	学校・職場・団体からの情報	11.6	14	禁煙や分煙の表示	35.3
15	その他(具体的に: )	2.8		無回答	3.2

《問9～問11は、全員の方がお答えください。》

問9 あなたはこの半年間に神奈川県内の次の施設(屋外を除く)で受動喫煙にあいましたか。次の「施設」ごとに1つずつ選んでください。(1つの「施設」に〇は1つ) (N=2,563) (%)

※受動喫煙防止条例では、第1種施設は禁煙に、第2種施設は禁煙または分煙を選択することとしており(ただし、どの施設も喫煙所の設置は可能)、罰則の対象となります。また、小規模な飲食店(調理場を除き100㎡以下)、小規模な宿泊施設(700㎡以下)などの特例第2種施設については禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

施設		よくあった	時々あった	あわなかった	行かなかった	無回答
第1種施設	ア 学校(幼稚園、小中高校、大学など)	2.2	2.8	34.8	54.2	5.9
	イ 病院、診療所又は助産所、薬局、あん摩	3.4	4.1	75.5	11.6	5.4
	ウ 劇場、映画館、演芸場	2.9	4.9	47.2	39.1	5.9
	エ 観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	3.4	8.8	25.4	56.0	6.4
	オ 集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	3.7	11.0	36.5	43.0	5.8
	カ 展示場	2.0	5.0	32.9	53.6	6.5
	キ 体育館、ボウリング場などの屋内運動施設	2.1	6.1	29.3	56.3	6.2
	ク 公衆浴場(銭湯、サウナなど)	1.8	5.4	28.4	57.6	6.8
	ケ 百貨店、スーパーマーケットその他の物販販売店	4.6	12.0	73.3	4.4	5.7
	コ 銀行、保険会社などの金融機関	2.7	2.1	78.6	10.4	6.2
	サ 郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	1.9	2.3	67.4	21.5	6.9
	シ 駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル	7.6	24.2	52.4	10.2	5.5
	ス 鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	4.4	9.8	72.3	7.7	5.8
セ 図書館、博物館、美術館	2.1	1.6	50.3	39.8	6.1	

	ソ 動物園、植物園、遊園地	1.7	7.1	30.7	54.2	6.4
	タ 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	1.7	1.6	33.4	57.2	6.1
	チ 官公庁施設	2.4	3.7	50.9	36.1	6.8
第2種施設	ツ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く）	13.7	36.3	39.0	6.3	4.7
	テ ホテル、旅館などの宿泊施設（700㎡以下の小規模な施設を除く）	4.4	13.8	39.5	36.7	5.6
	ト ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	9.1	13.7	15.5	55.7	6.1
特例第2種施設	ナ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設	14.1	32.8	32.4	15.5	5.2
	ニ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	3.6	3.0	3.0	83.8	6.6
	ヌ ホテル、旅館などの宿泊施設のうち700㎡以下の小規模な施設	2.6	7.3	22.2	62.0	6.0
	ネ マージャン店、パチンコ店及び類似施設	7.3	3.4	3.0	80.3	6.0
	ノ アからネに該当しないサービス施設	2.0	5.1	31.7	47.8	13.5

※「ノ」に該当する施設（理美容院やクリーニング店など）は「第2種施設」になります。

問10 平成22年4月に受動喫煙防止条例がスタートしてから、県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。

次のア～キについて、それぞれ1つずつ選んでください。（1つの項目に○は1つ）

(N=2,563)

(%)

	増えた	減った	変わらない	わからない	無回答
ア 屋内禁煙や屋内分煙のお店などの数	67.1	6.6	8.1	16.9	1.3
イ 禁煙や分煙の表示を見かける回数	62.3	2.4	15.3	17.9	2.1
ウ 屋内禁煙や屋内分煙のお店などを利用する回数	35.6	5.5	44.2	12.6	2.1
	しやすくなった	しにくくなった	変わらない	わからない	無回答
エ 家族や子ども連れでお店などを利用すること	37.2	2.2	41.4	16.9	2.2
	増えた	減った	変わらない	わからない	無回答
オ 屋内の指定された喫煙場所の数	33.1	17.1	12.9	35.4	1.5
カ 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数	31.1	13.0	13.9	40.9	1.2
キ 屋外で喫煙する人の数	22.6	24.3	21.1	30.6	1.3

問 11 あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。  
次の中から3つまで選んでください。(○は3つまで) (N=2,563)

(%)

1	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発	50.2
2	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発	60.3
3	たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート	27.1
4	未成年者への喫煙防止教育	51.9
5	受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的・技術的な支援	16.0
6	受動喫煙防止条例の着実な運用	28.7
7	受動喫煙防止に関する規制の強化【⇒問 12 もお答えください。】	29.4
8	受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進 【⇒問 13 もお答えください。】	5.8
9	その他（具体的に )	2.9
	無回答	0.9

《問12は、問 11 で「7 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ方のみお答えください》

問 12 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=753)

(%)

1	飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき	61.9
2	小規模な飲食店などの特例第2種施設(※)にも条例の規制を義務付けるべき	55.2
3	禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき	55.6
4	罰則を厳しくすべき	51.8
5	職場も対象にすべき	37.1
6	屋外も対象にすべき	62.3
7	その他（具体的に :	14.9
	無回答	0.5

(※) 特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。



《問13は、問11で「8 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選んだ方のみお答えください。》

問13 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)(N=149)

	(%)
1 学校や病院、官公庁施設などの第1種施設も分煙を選択できるようにすべき	46.3
2 飲食店・ホテル、娯楽施設などの第2種施設も条例の規制を努力義務とすべき	37.6
3 小規模な飲食店などの特例第2種施設(※)は条例の規制の対象から外すべき	41.6
4 禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき	33.6
5 罰則を弱める、または無くすべき	10.7
6 受動喫煙防止条例を無くすべき	6.7
7 その他(具体的に: )	12.1
無回答	6.0

(※) 特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

**【参考】☆たばこを現在吸っている方に、参考までに今の喫煙に対するお考えをお聞きします。**

ご自身の喫煙に対する今の気持ちを次の中から1つ選んでください。(〇は1つ)(N=341)

	(%)
1 たばこをやめたい	19.6
2 たばこの本数を減らしたい	27.0
3 今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない	44.0
4 その他(具体的に: )	3.8
無回答	5.6

## 【参考】

《受動喫煙にあった経験》（問7の再集計）

○ より詳細な受動喫煙にあった経験を把握するため、「行かなかった」と「無回答」を除き再集計を行う。

(%)

施 設		よくあった	時々あった	あわなかった
第1種施設	ア 学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	5.5	7.1	87.4
	イ 病院、診療所又は助産所、薬局、あん摩	4.1	4.9	90.9
	ウ 劇場、映画館、演芸場	5.3	8.9	85.8
	エ 観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	9.1	23.4	67.5
	オ 集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	7.3	21.5	71.2
	カ 展示場	5.1	12.4	82.5
	キ 体育館、ボウリング場などの屋内運動施設	5.5	16.3	78.1
	ク 公衆浴場（銭湯、サウナなど）	5.1	15.2	79.6
	ケ 百貨店、スーパーマーケットその他の物販販売店	5.1	13.3	81.6
	コ 銀行、保険会社などの金融機関	3.3	2.5	94.2
	サ 郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	2.6	3.2	94.2
	シ 駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客線ターミナル	9.1	28.7	62.2
	ス 鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	5.1	11.3	83.6
	セ 図書館、博物館、美術館	3.9	3.0	93.1
	ソ 動物園、植物園、遊園地	4.3	17.9	77.8
	タ 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	4.7	4.4	91.0
チ 官公庁施設（ア～タに該当するものを除く）	4.2	6.6	89.2	
第2種施設	ツ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（小規模な施設を除く）	15.3	40.8	43.8
	テ ホテル、旅館などの宿泊施設（小規模な施設を除く）	7.6	23.9	68.4
	ト ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	23.7	35.8	40.6
特例第2種施設	ナ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、小規模な施設	17.8	41.3	40.9
	ニ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	37.8	30.9	31.3
	ヌ ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、小規模な施設	8.2	22.7	69.1
	ネ マージャン店、パチンコ店及び類似施設	53.1	25.1	21.7
	ノ アからネに該当しないサービス施設（理美容院、クリーニング店など）	5.1	13.1	81.8

(2) 施設調査

問1 「受動喫煙」という言葉をご存じでしたか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)  
(N=2,434) (%)

1	言葉も意味も知っている	90.5
2	言葉は知っている	7.3
3	知らなかった(今回の調査で初めて知った)	1.9
	無回答	0.3

問2 受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。  
次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=2,434) (%)

1	健康への影響がある	89.2
2	健康への影響はない【⇒問4にお進みください。】	1.4
3	わからない【⇒問4にお進みください。】	8.5
	無回答	0.9

《問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問3 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。  
次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ) (N=2,172) (%)

	そう思う	そう思わない	わからない	無回答
ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	93.3	1.4	4.0	1.3
イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める	85.5	1.4	10.4	2.7
ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める	62.2	3.3	31.9	2.6
エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	77.7	1.7	18.1	2.5

《問4は、すべての施設管理者がお答えください。》

問4 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「受動喫煙防止条例」といいます)についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=2,434) (%)

1	内容を知っている	26.1
2	内容を少し知っている	32.7
3	条例があることは知っている【⇒問6にお進みください。】	26.7
4	知らなかった(今回の調査で初めて知った)【⇒問7にお進みください。】	13.1
	無回答	1.3

《問5は、問4で「1 内容を知っている」、「2内容を少し知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問5 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。(○はいくつでも)  
(N=1,433) (%)

1	不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである	82.2
2	学校や病院、官公庁施設は禁煙にしなければならない	79.0
3	飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙にしなければならない	79.1
4	小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務(※)である	54.2
5	全ての施設で、条例の基準を満たした喫煙所の設置が可能である	28.3
6	施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない	50.3
7	保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席(区域)に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない	42.8
8	条例で定められている義務を果たさない施設には罰則(過料)が科される場合がある	40.8
	無回答	3.3

(※) これらの施設は、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

《問6は、問4で「1 内容を知っている」、「2内容を少し知っている」、「3 条例があることは知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問6 受動喫煙防止条例を何で知りましたか。  
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=2,082) (%)

1	県のたより	28.4	2	市町村の広報紙	23.7
3	新聞報道	43.6	4	テレビ・ラジオ番組	43.2
5	タウン紙	6.2	6	雑誌	3.6
7	イベント・街頭キャンペーン	4.7	8	条例の説明会	2.8
9	県の職員の訪問	3.2	10	県のチラシ・リーフレット	12.3
11	ポスター	9.8	12	ホームページ	8.5
13	家族・友人からの情報	10.0	14	加入している団体からの情報	15.8
15	禁煙や分煙の表示	20.9	16	その他(具体的に: )	4.7
	無回答	2.4			

☆ 問7～問15は貴施設の「受動喫煙」の取組み等についてお聞きします。

《問7は、すべての施設管理者がお答えください。》

問7 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙又は分煙にしたり喫煙所を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。

(○は1つ) (N=2,434)

- \* 貴施設がビルや地下街の一部を使用している場合には、管理している範囲についてお答えください。
- \* 従業員のみが利用する事務室や特定の利用客しか利用しない屋内（宿泊施設の客室など）を除きます。

(%)

1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる	78.1
2 受動喫煙防止対策に取り組んでいない（屋内の全ての場所で喫煙できる）	19.0
無回答	2.8

【⇒問11にお進みください。】

《問8は、問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問8 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=1,902)

(%)

1 利用客の健康を守るため	65.5	2 利用客により良いサービスを提供するため	50.3
3 利用客からの要望があったため	13.8	4 従業員の健康を守るため	45.8
5 従業員からの要望があったため	8.1	6 受動喫煙防止は世界的な動きであるため	28.9
7 条例などにより規制されているため	29.8	8 会社・本部などの方針であるため	28.6
9 テナントとして入っている施設等の方針であるため			7.4
10 その他（具体的）			8.4
11 特に理由は無い	1.5	無回答	0.7

《問9～10は、問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問9 現在の貴施設の施設内における受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(○は1つ) (N=1,902)

(%)

1 施設内「禁煙」を実施している（喫煙所なし）	54.7
2 施設内「禁煙」を実施している（喫煙所あり）	23.7
※喫煙所＝たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、 たばこを吸うためだけの場所	
3 施設内「分煙」を実施している（喫煙席（区域）がある）	6.6
※喫煙席(区域)＝たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、 食事など施設のサービスを受けられる場所	
4 施設で「喫煙所」のある「禁煙」や「喫煙席（区域）」を設けた「分煙」を実施しているが、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止していない（あるいはその可能性がある）	4.8
5 昼食時など一定の時間帯は、「禁煙」にしている（または禁煙席を設けている）	1.0
6 その他の対策（具体的に：）	2.2
無回答	7.0

問10 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じていますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)  
(N=1,902) (%)

	増えた	減った	変わらない	わからない	無回答		
ア	たばこを吸わない 利用客の来店	10.5	1.8	45.6	33.8	8.3	
イ	たばこを吸う利用客 の来店	0.7	13.4	42.8	34.4	8.6	
	良い	どちらか うと良い	どちらかと いうと良くない	良くない	わからない	無回答	
ウ	たばこを吸わない 利用客の反応	29.0	17.9	2.4	0.8	41.4	8.5
エ	たばこを吸う利用客 の反応	6.7	14.8	13.4	5.4	50.9	8.8

《問11～問13は、すべての施設管理者がお答えください。》

問11 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=2,434)  
\* 現在の受動喫煙防止対策を今後も続ける場合は、その対策に当てはまる選択肢に○をしてください。 (%)

1	施設内「禁煙」を実施する(喫煙所なし)	45.5
2	施設内「禁煙」を実施する(喫煙所あり) ※喫煙所=たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、 たばこを吸うためだけの場所	20.7
3	「施設内分煙」を実施する(喫煙席(区域)を設ける) ※喫煙席(区域)=たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、 食事など施設のサービスを受けられる場所	5.1
4	その他の対策(具体的に: )	2.7
5	どのような受動喫煙防止対策に取り組むかは検討中である	13.4
6	受動喫煙防止対策には取り組まない(屋内の全ての場所で喫煙可とする)	5.8
	無回答	6.7

問12 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。  
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=2,434) (%)

1	利用客や売上げの減少	20.4
2	利用客とのトラブルの増加	12.3
3	喫煙所や分煙設備を設置する費用の問題	19.7
4	喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや施設の構造の問題	27.1
5	受動喫煙防止条例などで義務付けられていない	4.6
6	喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や分煙設備が無駄になる可能性	2.2
7	テナントとして入っている施設の管理者との調整	2.9
8	会社・本部などとの調整	3.8
9	施設の外での喫煙の増加	16.9
10	その他(具体的に: )	4.1
11	特に課題は無い	39.2
	無回答	6.1

問13 今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。  
次の中から3つまで選んでください。(○は3つまで) (N=2,434) (%)

1	受動喫煙による悪影響についての普及啓発	43.6
2	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発	60.5
3	たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート	23.4
4	未成年者への喫煙防止教育	34.3
5	受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協働	5.9
6	受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的な支援	19.7
7	受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的な支援	4.3
8	受動喫煙防止条例の着実な運用	20.2
9	受動喫煙防止に関する規制の強化【⇒問14もお答えください。】	12.0
10	受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進 【⇒問15もお答えください。】	6.2
11	その他(具体的に )	3.8
	無回答	5.4

《問14は、問13で「8 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問14 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=293) (%)

1	飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき	65.9
2	小規模な飲食店などの特例第2種施設(※)にも条例の規制を義務付けるべき	57.7
3	禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき	47.4
4	罰則を厳しくすべき	47.4
5	職場も対象にすべき	31.4
6	屋外も対象にすべき	39.9
7	その他(具体的に: )	8.9
	無回答	2.4

(※) 特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

《問15は、問13で「10 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問15 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=150) (%)

1	学校や病院、官公庁施設などの第1種施設も分煙を選択できるようにすべき	27.3
2	飲食店・ホテル、娯楽施設などの第2種施設も条例の規制を努力義務とすべき	36.0
3	小規模な飲食店などの特例第2種施設(※)は条例の規制の対象から外すべき	66.0
4	条例が定めた禁煙や分煙などの表示以外にも、施設のイメージにあった独自の表示を認めるべき	30.0
5	禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき	43.3
6	罰則を弱める、または無くすべき	17.3
7	受動喫煙防止条例を無くすべき	16.7
8	その他(具体的に: )	5.3
	無回答	4.0

(※) 特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

平成 30 年度 受動喫煙に関する  
県民意識調査及び施設調査報告書

発行年月 平成 3 1 年 3 月  
発行 神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課たばこ対策グループ  
〒 2 3 1 - 8 5 8 8 神奈川県横浜市中区日本大通 1  
電話 0 4 5 - 2 1 0 - 5 0 2 5  
調査協力 株式会社 アストジェイ